

結婚新生活支援事業

新婚世帯を対象に、新居の購入費や家賃、または引っ越しに要する費用の一部を助成しています。内容によって申請書類等が異なりますので、申請前にお問い合わせください。

■対象者

- 次のすべてに該当するご夫婦
- 4月1日(木)から12月31日(金)までの間に婚姻届が受理された
- 婚姻日において、夫婦ともに39歳以下である
- 所得の合計額が400万円未満
- 市税を滞納していない
- 他の公的制度による家賃補助などを受けていない

■補助額 上限30万円

■問い合わせ先

こども福祉課
☎(32)8903



未来の保育士さんに奨励金

保育士等就業奨励金交付制度は、保育士等を目指している学生の方に奨励金を交付します。

■対象者

- 次のすべてを満たす方
- 保育士等の養成施設に在学している方
- 卒業後、直ちに保育士や保育教諭として、奨励金の交付期間に相当するかそれ以上の期間、市内の保育所や認定こども園等に就業できる方

■交付額

自宅通学者 月額3万円
自宅外通学者 月額5万円

■交付期間 入学から正規の就学期間が終了するまで

■募集人数 5名程度

■申込期間

4月5日(月)~5月10日(月)

■申し込み・問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

危険物取扱者試験

■試験日 6月6日(日)

■場所 宇都宮市、小山市ほか

■種類・受験料

甲種 6,600円
乙種 4,600円
丙種 3,700円

■願書の配布場所

石橋消防署、各消防署

■申込期間・申し込み先

書面

4月5日(月)~16日(金)

消防試験研究センター栃木県支部、石橋消防署

電子

4月2日(金)~13日(火)

消防試験研究センター栃木県支部ホームページ

☎<https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/09totigi/>

■問い合わせ先

(一財)消防試験
研究センター栃木県支部
☎028(624)1022

国民健康保険税 課税限度額と軽減判定式の見直し

課税限度額の改正

国民健康保険事業の安定的な運営が維持できるよう、課税限度額が改正となり、次のとおり引き上げられます。

■医療保険分 61万円(令和2年度)⇒63万円

■介護納付金分 16万円(令和2年度)⇒17万円

■国民健康保険税全体 96万円(令和2年度)⇒99万円

低所得世帯に対する軽減判定式の見直し

所得が一定額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を7割、5割、あるいは2割軽減することで、低所得者世帯の負担を少なくする制度です。

今年度は、下表のとおり軽減判定式が見直されます。

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8891

軽減割合	軽減判定式
7割	前年の世帯所得 ≤ 430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等(☆)の数 - 1)
5割	前年の世帯所得 ≤ 430,000円 + 285,000円 × 被保険者数(★) + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	前年の世帯所得 ≤ 430,000円 + 520,000円 × 被保険者数 + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)

☆給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者を指す

★被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した者を含む

後期高齢者医療保険制度
軽減特例措置の見直し

保険料の軽減措置のうち、特例として実施している所得の低い方への均等割額の軽減措置は、国の医療保険制度改革によって段階的に見直しが行われ、今年度は7.75割軽減から7割軽減となります。

また、均等割額軽減の基準額も下表のとおり見直されます。

■問い合わせ先

県後期高齢者医療広域連合
☎028(627)6805
税務課 ☎(32)8891

